

○ 指定管理者募集要項P7に記載の現在使用料区分について、一部誤りがありましたので、以下のとおり修正します。【R4.7.28修正】

修正後					修正前					備考
P7					P7					※修正箇所：下線
※参考：令和4年7月現在使用料区分（1面又は1人につき）					※参考：令和4年7月現在使用料区分（1面又は1人につき）					
使用区分	午前	午後	夜間	全日	使用区分	午前	午後	夜間	全日	
使用時間	9:00～ <u>12:00</u>	13:00～17:00	<u>18:00</u> ～21:00	9:00～17:00	使用時間	9:00～ <u>13:00</u>	13:00～17:00	<u>17:00</u> ～21:00	9:00～17:00	
コート（人工芝）	<u>2,190円</u>	<u>2,920円</u>	—	5,110円	コート（人工芝）	<u>730円／面</u> <u>（1時間）</u>	<u>730円／面</u> <u>（1時間）</u>	—	5,110円	○コート人工芝の午前、午後の使用料について修正
クラブハウス・旧管理棟 （会議室A） （会議室B）	<u>2,440円</u> <u>1,150円</u>	3,250円 1,350円	<u>3,870円</u> <u>1,830円</u>	5,700円 2,500円	クラブハウス・旧管理棟 （会議室A） （会議室B）	<u>3,260円</u> <u>1,490円</u>	3,250円 1,350円	<u>5,160円</u> <u>2,440円</u>	5,700円 2,500円	○クラブハウス・旧管理棟の午前、夜間料金について修正
※1 入場料等を徴収する場合は、それぞれ2倍の金額になります。 ※2 9:00以前、17:00以降のコート使用料金 730円／H ただし、照明設備はありません。 ※3 クラブハウス・旧管理棟における「会議室A」とはクラブハウスの会議室をいい、「会議室B」とは旧管理棟の会議室をいいます。					※1 入場料等を徴収する場合は、それぞれ2倍の金額になります。 ※2 9:00以前、17:00以降のコート使用料金 730円／H ただし、照明設備はありません。 ※3 クラブハウス・旧管理棟における「会議室A」とはクラブハウスの会議室をいい、「会議室B」とは旧管理棟の会議室をいいます。					
（宿泊室） 県外・一般 1人につき、2,300円 県内・一般 1人につき、1,560円 県外・小中生等 1人につき、1,460円 県内・小中生等 1人につき、990円					（宿泊室） 県外・一般 1人につき、2,300円 県内・一般 1人につき、1,560円 県外・小中生等 1人につき、1,460円 県内・小中生等 1人につき、990円					
※1 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料金(9:00～17:00) 300円／H 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料(上記時間帯以外) 500円／H ※2 宿泊室における区分の「県外」とは県外居住者を、「県内」とは県内居住者を、「小中生等」とは小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒を、「一般」とは「小中生等」を超える年齢の者をいいます。 ※3 シャワーの使用料 200円／ <u>3</u> 分。ただし、宿泊者は無料で使用できるものとします。					※1 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料金(9:00～17:00) 300円／H 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料(上記時間帯以外) 500円／H ※2 宿泊室における区分の「県外」とは県外居住者を、「県内」とは県内居住者を、「小中生等」とは小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒を、「一般」とは「小中生等」を超える年齢の者をいいます。 ※3 シャワーの使用料 200円／ <u>5</u> 分。ただし、宿泊者は無料で使用できるものとします。					○時間を修正